

# 上天草市環境基本計画の策定について

## 1 背景及び趣旨

上天草市は、平成 16 年 3 月、大矢野町、松島町、姫戸町、龍ヶ岳町の 4 町による合併により誕生した。

本市は、ほぼ全体が雲仙天草国立公園に含まれ、日本三大松島のひとつに挙げられる松島の風景や龍ヶ岳・白嶽をはじめとする九州自然歩道（観海アルプス）からの眺望など景勝地として四季折々に美しい表情を見せる地域である。

この恵まれた自然豊かな環境を市民（団体）、事業者及び市が協働してより健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成 21 年 12 月に「上天草市環境基本条例」を制定、平成 23 年 3 月までに本市の環境施策の基本となる「上天草市環境基本計画」（以下、「計画」という。）を策定し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。※根拠：上天草市環境基本条例第 9 条

## 2 計画の内容

この計画は、「上天草市環境基本条例」に基づき、本市の環境保全に関する総合的なマスタープランとして、現在から将来に渡って本市の望ましい姿（環境像）を実現するための方針や市民（団体）、事業者及び市の各主体が行うべき具体的な取組みを示す。

＜策定に当たったの基本的な考え方＞

### （1）総合計画及び環境保全に係る動きや課題への対応

- ①「上天草市総合計画」や関係法令等との整合性
- ②環境に関する国際的な取組みや国・県の施策、社会経済状況の変化への対応
- ③環境に関する新たな課題や本市における課題を踏まえた効果的な目標設定

### （2）市民や事業者、環境保全活動団体、各種関係団体等の意見を反映

パブリックコメントをはじめ、アンケート調査等の実施により、市内の各主体から幅広く意見を求めて、可能な限り反映させていくことなど、庁内組織と連携を図りながら基本方針・計画に市民のコンセンサスが得られるよう努める。

### （3）重点施策等の設定の検討

計画に掲げる目標を達成するための手法として、「施策の方向性」を一步進めた「重点施策（プロジェクト）」等の設定を検討する。

### （4）地球温暖化対策推進計画（新実行計画）の取扱い

今後、策定が必要となる地域の地球温暖化対策推進計画については、計画に位置づけるものとする。※平成 19 年 3 月策定の上天草市地球温暖化対策実行計画（計画期間：平成 19 年から平成 23 年度までの 5 年間）との統合

### 3 計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を計画期間とし、中間の 5 年後を目途に計画内容の全体的な点検及び見直しを行う。

### 4 計画の体系

計画の目標となる環境像に「人と海がふれあう環境にやさしいまち 上天草市」を設定し、その実現に向けた具体的な取組みを実施する。

<環境目標>

#### (1) 自然環境の保全及び創造

(基本方針)

これまで様々な恩恵を受けてきた海や山を守り、豊かな自然環境と生物の多様性を保持するとともに、人と自然がふれあう場を積極的に創る。

#### (2) 生活環境の保全及び創造

(基本方針)

市民が健康で安心して暮らすために、空気や水などが健全な状態で、常に地域が清潔に保たれるよう積極的に生活環境を創造する。

#### (3) 地球環境の保全

(基本方針)

地球上のあらゆる生物の生存基盤に関わる地球温暖化問題は、人類共通の重要かつ早急に取り組むべき課題であると認識するとともに、省エネルギー・省資源対策はもちろん、新エネルギーの利活用を促進し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減する。

#### (4) 循環型社会の構築

(基本方針)

持続可能な社会を目指し、これまでの大量生産・消費・廃棄型の社会構造を見直すとともに、限りある資源を有効に活用する循環型社会を構築する。

#### (5) 環境教育及び環境保全実践行動の推進

(基本方針)

環境教育を積極的に推進することで、市民一人ひとりが環境に対する理解や意識を高め、環境に配慮した行動の実践を図る。

### 5 進行管理

この計画を進行するに当たっては、PDCA サイクルの考え方にに基づき、毎年度、進行状況等の点検・評価を行い、より良い取組みが実施できるよう必要に応じて改善する。また、その状況及び結果等については、市ホームページなどで公表する。

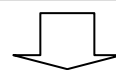
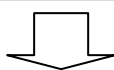
# 上天草市環境基本計画（体系図）

## 上天草市総合計画

市が推進すべき重点施策を示したもので、環境の分野では、本市の最大の資源である海の再生や自然環境の保全などに取り組んでいくこととしている。

## 上天草市環境基本条例

良好で快適な環境の保全及び創造を図るため、市、市民及び事業者の責務を規定し、本市の環境施策の基本となる環境基本計画を策定することなどを定めている。



## 上天草市環境基本計画

現在から将来にわたって本市の望ましい姿を実現するため、平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間を対象に目標や施策の方向性を示す。

（目標）

### ○自然環境の保全及び創造

→豊かな自然環境及び生物多様性の保持と人と自然がふれあう場の創造

### ○生活環境の保全及び創造

→大気・水などの保全及び環境美化による健康で安心して暮らせるまちづくり

### ○地球環境の保全

→省エネ・省資源対策及び新エネルギーの利活用の推進による温室効果ガス排出量の削減

### ○循環型社会の構築

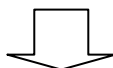
→持続可能な社会に向けた限りある資源の有効利用

### ○環境教育及び環境保全実践行動の推進

→環境に対する理解や意識向上による環境配慮行動の実践

（計画の推進）

○施策を着実に進めるための各主体の役割や計画を進行するに当たっての点検・評価について示す。



「人と海がふれあう環境にやさしいまち上天草市」の実現